

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働安全衛生](#) | [安全の三管理・衛生の三管理](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)
[▶ キーワード検索はこちら](#)

### 安全の三管理・衛生の三管理

安全の三管理、衛生の三管理がある。

安全衛生活動を行う基本的ベースになる安全衛生管理のあり方です。

**安全の三管理**とは、

1. 管理上の欠陥の管理
2. 不安全な状態の管理
3. 不安全な行動の管理

を言います。同じように、

**衛生の三管理**とは、

1. 作業環境の管理
2. 作業の管理
3. 健康の管理

です。

これらの三管理は、仕事の順序や作業にかかわる影響度に違いがありますから、どれも同じで、「等価値」と捉えるのは間違いです。

ややもすると、三管理と言うから、並列的にとらえ、等価値と見がちですが、大きな違いがあります。この認識を取り違えると「安全衛生活動」のあり方に違いが生じ、真の災害撲滅、健康保持（メンタルヘルス）対策が出来ません。

**安全の三管理**について捉える場合、「仕事に一番影響を与えるのは何か・どこか・誰か」を考えます。まず、安全の三管理については、

労働者の仕事の配置・労働の仕方（労働の量・質など）などの権限をもっている者、労働を行う上で必要な機械装置や各種作業工具、保護具などを与え指示する者、さらには、これら作業を行う装置などの点検・保全・修理を指示したり使用中止を決定する者、要するに「安全配慮義務」を担う者が三管理の土台（基礎）となります。

このような立場は、通常「管理監督者」となります。

管理上の欠陥とは、この管理監督者に問題があることを言います。業務遂行もこの管理監督者の指示命令から始まります。

しかも、不安全状態の管理や不安全行動の管理の良否に一番影響を与えるのもこの管理です。したがって、三管理の優先順位として真っ先に来るのがこの「管理上の欠陥の管理」なのです。

二番目が、「不安全状態の管理」です。モノの配置、機械装置の保全・修理、直接的な労働環境を安全にすることです。これは、労働者の直接的な安全化の対応には限界があります。

三番目の不安全行動の管理、これは労働者自身によって管理行動が可能です。

したがって、労働者の責任を考えると、不安全行動によるものが責任大であり、次に不安全状態において、労働者の関与の度合いが問題となり、労働者から見ると不可抗力的な要素が、管理上の欠陥、となります。

このような三管理の優先順位を知らないと、特に災害検討委員会の検討で、直接的な原因追及に終わり本質的な原因究明が行われない事態となります。

「**衛生の三管理**」も安全の三管理と同様、作業環境に一番影響を与える者は「何か・どこか・誰か」を捉えます。

やはり、これも作業環境の改善に一番権限を持ち、「作業効率・快適環境職場」形成、すなわち「生産性の向上」と「作業者の健康増進」に寄与するところ、者・人（自然環境・職場（建屋・室内など）環境、作業機械・道具の衛生環境、作業者の健康）が対象となります。

作業環境の管理がやられていなければ、作業の管理も健康の管理も成り立ちません。したがって、「作業環境の管理」に権限を持ち、指示命令できる「管理監督者」、安全衛生配慮義務を有する「管理監督者」ということになります。

作業の管理は、作業者の業務範囲における作業の衛生状況はどうかということです。ここも、管理監督者の指示命令に関わる事項も多く、作業指示、衛生ミーティングなどで注意喚起を促す必要があります。同時に作業者はその指示を守り、また作業環境の美化に努める責任があります。

最後に、健康の管理です。健康の管理が一番重要だと考えがちですが、安全衛生活動においては自らの作業が多くの作業（同僚・仲間）に危害を与える可能性の高い順に三管理も対応しているのです。

健康の管理は、作業者個人に起因する不摂生などが原因となるものです。

ただ、注意が必要なことは、その原因により他の作業仲間へ伝染するなどの二次被害を与えないことが重要です。

[PDF版](#)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[🔍 サイトマップ](#) [🔍 このサイトについて](#) [🔍 個人情報保護の取組みについて](#)

[🔍 ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.